



バリアフリー法の改正(令和3年4月1日施行)及び基本方針における整備目標等について(概要)

資料5

目標期間

・社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間**(※)とする。

※: 新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

マスタープラン・基本構想の作成

マスタープラン及び基本構想の制度は、市町村が中心となり、施設単体ではなく、施設間を結ぶ経路を含めた主としてハード面での面的なバリアフリー化を促進するために設けられた制度

現在の作成状況

・マスタープラン: 全国 **11** 市区(※) ・基本構想: 全国 **309** 市区町(※) ※ 2021年3月末の数値

2025年度末までの整備目標

マスタープランの作成市町村数: **約350自治体**(全市町村(約1,740)の2割)

基本構想の作成市町村数: **約450自治体**(平均利用者数が2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)

心のバリアフリー

ソフト施策の取組状況

ソフト面からバリアフリー化を推進するため、バリアフリー教室の開催、公共交通事業者等の接遇向上に向けた取組、ハンドブックの作成、トイレやベビーカーの利用円滑化のためのキャンペーン等を実施。

2025年度末までの整備目標

共生社会の実現に向けて、ハード面の目標のみならず、ソフト面の目標として、

移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるよう環境を整備する。

「心のバリアフリー」の用語の認知度: **約50%**(現状(※3): 約24%)

高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合: **原則100%**(現状(※3): 約80%)

※3: 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

乗合バス車両

現在の整備状況

- ノンステップバス 総車両数約5万台(※2) バリアフリー化率(※1) : 61%
- リフト付バス等 バリアフリー化率(※1) : 5%

2025年度末までの整備目標

- ノンステップバス 総車両数約5万台(※2)のうち約80%をバリアフリー化
- リフト付バス等 約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

※1:2019年度末の数値(速報値) 以下、貸切バス、タクシーも同じ

※2:適用除外認定車両約1万台を除く

貸切バス車両

現在の整備状況

- バリアフリー化率(※1) : 1,081台

2025年度末までの整備目標

- 約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

タクシー車両

現在の整備状況

福祉タクシー: 37,064台(うちユニバーサルデザインタクシー: 21,736台)

2025年度末までの整備目標

約90,000台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)を導入
各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする

ソフト施策の取組状況(「心のバリアフリー」の推進)

ソフト面からバリアフリー化を推進するため、バリアフリー教室の開催、公共交通事業者等の接遇向上に向けた取組、ハンドブックの作成、トイレやベビーカーの利用円滑化のためのキャンペーン等を実施。

バリアフリー教室の開催

高齢者・障害者等の疑似体験等を通じ、バリアフリーに対する国民の理解増進を図るとともに、「心のバリアフリー」社会の実現を目指して、各運輸局等が「バリアフリー教室」を開催。



視覚障害者サポート体験



車椅子サポート体験



子供用車椅子

接遇向上の取組

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)に基づき、交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実を図るため、平成30年に接遇ガイドラインを公表。また、接遇ガイドラインに則った適切な対応を交通事業者が行うことができるよう、公共交通事業者に向けた接遇研修モデルプログラムを平成31年に公表。さらに、接遇ガイドライン(認知症の人編)を令和3年に公表。



こころと社会のバリアフリーハンドブックの作成

「心のバリアフリー」推進のため、平成30年に中学生向けバリアフリー学校教育用副教材及び教師用解説書を公表。文部科学省と連携し、全国の中学校等に送付。



知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブックの作成

知的障害、発達障害、精神障害の方が円滑に公共交通機関、商業施設等を利用できるよう、個々の障害の特性等を踏まえた対応マニュアルを平成21年度に作成し、関係者等に周知。



高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、高齢者障害者等用便所(バリアフリートイレ)、旅客施設等のエレベーターの適正利用推進キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進。



公共交通機関等におけるベビーカー利用円滑化の推進

公共交通機関等においてベビーカーを一層利用しやすい環境を整備するため、ベビーカーの安全な使用と周囲の理解協力の普及啓発を図るためのキャンペーンを実施。

